

2014年7月15日～2015年7月15日までのビザ免除期間に関する 日本国民の皆様への情報

カザフスタン共和国政府決定により、日本国民に対しカザフスタン共和国国境通過後15日間までに限り本国ビザを免除する。

当決定は観光・私用・親類および友人知人訪問、またはカザフスタン文化を知り歴史・観光・自然名所を訪問する目的でカザフスタンを訪れるすべての日本国民に適用される。

日本国民の登録は本国国境でカザフスタン国家保安委員会国境警備局が入国カードの「登録」欄に日付入りのスタンプを押す方法で行う。

一時滞在地を変える場合は新しい滞在地に到着後5日以内に内務省の機関で再登録を行うものとする。外国人がカザフスタン国内で移動する場合、受け入れ先の法人または個人は3日以内に書面で内務省の機関に報告する。

カザフスタン共和国での滞在期間(15日)は延長できないが、外国人が投資・ビジネスの目的(商談、合弁企業の契約締結、投資契約の締結など)で訪問しておりカザフスタン側パートナーが根拠のある嘆願書を地区の入国管理局に提出できる場合は例外とする。正当な条件がある場合、入国管理局は、「ビジネス」カテゴリーのビザを発行する方法で外国人の滞在とその登録を30日間まで延長することができる。

日本国民がカザフスタン滞在中にカザフスタン側パートナーと共同投資計画を実施する場合は当該のビジネスプランをカザフスタン共和国産業・新技術省付属投資委員会に提出しなくてはならない。該当する機関が認定する投資家の資格がある場合、カザフスタン共和国外務省は法に定める所定の手続きを経て、「投資家」カテゴリーの、90日間まで有効のシングル・ビザまたは必要に応じて3年間までのマルチプル・ビザを発行することができる。

カザフスタン共和国「投資家」カテゴリービザを所有している者、または該当する機関が認定する投資家の資格を持つ者はパスポートの登録を免除される。

掲示された各国の国民は、カザフスタン共和国滞在中、本国法律により労働・布教またはその他の有償対価を伴ういずれの活動も行うことはできない。